



**上野口小給食の双葉給食が賃金未払い犯罪を重ねていた！
2016年のこの大事件を教委は議員に隠し続けていた！**

2018年
6/16(土)
発行

門真市議：戸田ひさよし（無所属・「革命 21」）

新橋町 12-18 三松マンション 207 TEL；06-6907-7727 FAX；06-6907-7730

アドレス：toda-jimu1@hige-toda.com HP：<http://www.hige-toda.com/>

HPの「ちょいマジ掲示板」・「戸田の門真市動画コーナー」に関連記事・動画あり！



**10数年も文教委議員を続けてきた戸田は、
最近の市民通報で初めて知って怒りと赤面！**

**6/14文教委質問で徹底的に事実究明し
反省改善をさせた！これがその全記録！**

以下、6/14文教こども委での戸田質問&答弁の全文メモを緊急紹介します！

所管事項質問 2



☆Q21まで、所要55分の大追及！

＜ 学校給食「双葉給食」の賃金未払い犯罪と教委の文教委議員への隠ぺいについて ＞

Q 1：2011 年度から 2017 年年度までの間で、「小中学校の給食調理委託」は、どういう会社にやらせてきたのか、
教委が私に提出した一覧表の内容を説明して下さい。

教委 A 1：・第一中学校は、コック食品㈱で、2011 年度（平成 23 年度）をもって同校は再編統合となりました。

- ・第二中学校は、ご質問の全ての期間で阪神給食㈱
- ・第三中学校は、㈱南テストティバル、2017 年度（平成 29 年度）末段階ではナフス㈱
- ・第四中学校は、㈱東テストティバル、2017 年度（平成 29 年度）末段階では㈱南テストティバル
- ・第五中学校は、ご質問の全ての期間でコック食品㈱
- ・第六中学校は、大新東ヒューマンサービス㈱で、2011 年度（平成 23 年度）をもって同校は再編統合。
- ・第七中学校は、日本誠食㈱、2017 年度（平成 29 年度）末段階では㈱東テストティバル
- ・はすはな中学校は、2012 年度から 2017 年度末段階ではシダックス大新東ヒューマンサービス㈱

- ・大和田小学校と沖小学校は、ご質問の全ての期間で阪神給食㈱
- ・二島小学校は、ご質問の全ての期間でコック食品㈱
- ・上野口小学校は、双葉給食、2017 年度（平成 29 年度）末段階ではナフス㈱
- ・速見小学校は、ご質問の全ての期間でナフス㈱
- ・脇田小学校は、㈱東テストティバル、2017 年度（平成 29 年度）末段階ではコック食品㈱
- ・五月田小学校及び砂子小学校につきましては、2017 年度から給食調理業務が初めて民間委託され、
2017 年度（平成 29 年度）末段階ではそれぞれ㈱東テストティバル、名阪食品㈱
となっています。



Q 2：2011 年度から 2017 年年度までの間で、「給食委託入札時の入札参加業者の情報」はどうなっているか？

教委 A 2：一覧表をお渡ししていますが、年度ごとにかいつまんで説明させていただきます。

- ・2011 年度は 5 校で入札がありましたが、「入札が行なわれた学校名」と「それぞれの落札業者名と入札社数」
を上げますと、

二島小学校：落札・コック食品株式会社を含んで 7 社が入札

沖小学校：落札・阪神給食株式会社を含んで 6 社が入札

上野口小学校：落札・双葉給食株式会社を含んで 7 社が入札

- 第三中学校：落札・ナフス株式会社を含んで8社が入札
 第四中学校：落札・株式会社東テストティバルを含んで6社が入札
- ・2012年度は3校で入札があり
 速見小学校：落札・ナフス株式会社を含んで7社が入札
 脇田小学校：落札・コック食品株式会社を含んで7社が入札
 第二中学校：落札・阪神給食株式会社を含んで7社が入札
 - ・2013年度は3校で入札があり
 大和田小学校：落札・阪神給食株式会社を含んで6社が入札
 第五中学校：落札・コック食品株式会社を含んで7社が入札
 第七中学校：落札・日本誠食株式会社を含んで5社が入札
 - ・2014年度は6校で入札があり
 二島小学校：落札・コック食品株式会社を含んで7社が入札
 沖小学校：落札・阪神給食株式会社を含んで4社が入札
上野口小学校：落札・双葉給食株式会社を含んで3社が入札
 第三中学校：落札・ナフス株式会社を含んで6社が入札
 第四中学校：落札・株式会社南テストティバルを含んで5社が入札
 はすはな中学校：落札・シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を含んで4社が入札
 - ・2015年度は5校で入札があり
 速見小学校：落札・ナフス株式会社を含んで3社が入札
 脇田小学校：落札・コック食品株式会社を含んで2社が入札
 五月田小学校：落札・株式会社東テストティバルを含んで5社が入札
 砂子小学校：落札・名阪食品株式会社を含んで4社が入札
 第二中学校：落札・阪神給食株式会社を含んで4社が入札
 - ・2016年度は3校で入札があり
 大和田小学校：落札・阪神給食株式会社を含んで5社が入札
 第五中学校：落札・コック食品株式会社を含んで7社が入札
 第七中学校：落札・株式会社東テストティバルを含んで6社が入札
 - ・2017年度は6校で入札があり
 二島小学校：落札・コック食品株式会社を含んで3社が入札
 沖小学校：落札・阪神給食株式会社を含んで3社が入札
 上野口小学校：落札・ナフス株式会社を含んで3社が入札
 第三中学校：落札・ナフス株式会社を含んで3社が入札
 第四中学校：落札・株式会社東テストティバルを含んで2社が入札
 はすはな中学校：落札・シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を含んで2社が入札
- となっております。



次に、2011年度（平成23年度）から2017年度（平成29年度）までを通してした場合、
 入札実施学校数は延べ31校で、入札業者の数は延べ154社でございます。

入札業者の数は13社、入札回数が多い順に並べた時の会社名と落札回数は

阪神給食株式会社	：入札23回、うち落札7回
ナフス株式会社	：入札21回、うち落札6回
<u>双葉給食株式会社</u>	<u>：入札19回、うち落札1回</u>
コック食品株式会社	：入札16回、うち落札7回
日本誠食株式会社	：入札15回、うち落札1回
株式会社東テストティバル	：入札14回、うち落札4回
朝日給食株式会社	：入札11回、うち落札無し
名阪食品株式会社	：入札11回、うち落札1回
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	：入札10回、うち落札2回
株式会社お弁当の浜乃家	：入札5回、うち落札無し
株式会社南テストティバル	：入札4回、うち落札1回
株式会社ニチダン	：入札3回、うち落札無し
ハーベスト株式会社	：入札2回、うち落札無し

となっております。



Q 3 : 2011 年度から 2017 年年度までの間で、「他市で出入り禁止になっている業者」はいないか。
そういう情報を、教委がつかんでいなかったとしたら、今後の改善策はどうするか。

教委 A 3 : 門真市の一般委託入札参加者名簿に登録している調理業務委託業者のうち、「他市で指名停止の措置等を受けていた」との情報は掴んでおりません。

また、これまでも入札参加資格確認申請時に誓約書により、

「大阪府内で過去 3 年の間に食品衛生法に基づく食中毒による行政処分を受けていないこと」

を確認するとともに、

門真市・調理業務委託業者の営業・現場社員で構成する「二者面談」にて懇談会を実施し、業務の状況を確認したり、栄養教諭又は巡回栄養士による日々の相談等を行い状況把握に努めています。

また、門真市では、

「調理業務実施業者が業務履行の継続ができなくなれば、門真市・受注者・連帯保証人で三者合意を締結し、連帯保証人が受注者の代わりに業務を履行すること」

を契約上規定しており、安定した給食の提供を担保しております。

なお、2017 年度（平成 29 年度）入札より、

「発注者の解除条項に該当するおそれがあると門真市が認めたときは、連帯保証人が業務を履行することを保証する」

ことを明記し、連帯保証に関する規定を増設し、手続きの明確化に取り組んだところであります。

Q 4 : 「食品衛生法に基づく食中毒による行政処分を受けていないこと」は入札参加資格の要件になるが、「賃金未払い」や「不当労働行為」などの法律違反があっても、そういう業者でも今までは学校給食調理委託の入札には自由に参加出来ていた、という事か？

「不当労働行為」の場合は「確定判決や正式な謝罪文を要する」という事があるかもしれないが、

「賃金未払い」の場合は、「賃金を払わなかった」という事実それ自体で違法行為が確定するのだから、

「賃金未払いがあった」という事実自体で、入札参加資格を与えないようにするべきと思うが、どうか。

教委 A 4 : 入札参加資格では、労働基準法その他労働関係法令をはじめ、本業務委託に関連するあらゆる法令を遵守していることを要件としておりますので、

「不当労働行為」などの法律違反をはじめ、賃金未払いについても事実が認定されれば、入札参加資格は付与しないものと考えております。



戸田指摘：「入札前」なら「不当労働行為」や「賃金未払い」で業者を排除出来るが、その業者が落札して業務を開始して以降は、「不当労働行為」や「賃金未払い」があっても業者を簡単には排除出来ない、というのはおかしいですね。

Q 5 : ≪2017 年度入札より、連帯保証に関する規定を増設した≫という事だが、これはこれから明らかにされていく「上野口小学校での双葉給食に賃金未払い事件」をきっかけに改善した事か？

ー 2) また、不正業者をクビにして別の業者に業務以降させる事について、最初から「連帯保証人業者」を選定しておく必要が、どうしてもあるのか？

「業者同士の癒着」を誘発する弊害があるようにも思えるが、どうか。

教委 A 5 : 2017 年度（平成 29 年度）の入札からの連帯保証に関する規定の増設の経緯につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。

連帯保証人の選定につきましては、不測の事態に対処し、給食の安定的な提供に資するために必要と考えております。

また、連帯保証人による業務移行制度については、給食を安定的に提供するため、他の多くの市町村においても同様の制度が導入されており、学校給食調理業務を受注する業者間では、瑕疵担保責任を担う上で、必要な手続として広く浸透していると考えておりますことから、適切に運用されていると考えております。

Q 6 : 2011 年度から 2017 年年度までの間で、調理員からパワハラや給与未払いの不祥事の訴えはなかったか。

教委A6：2016年9月の「上野口小学校給食業務受託業者の給与未払い」の訴え以外はありませんでした。

Q7：◆とんでもない事件だが、そもそも門真市で給食調理業務委託を開始して以来、
「賃金未払い事件」は、この「2016年の上野口小学校事件」までは起こった事がなかった「門真市学校給食史上、前代未聞の不祥事」のはずだが、どうか。
民間委託を開始の年にさかのぼって回答して下さい。

教委A7：民間委託を開始したのが2002年度（平成14年度）の第五中学校及び第七中学校が最初ですが、
それ以降本件以外はありません。

Q8：次から「2016年の上野口小学校での給食調理業者の賃金未払い事件」について、その事実経過を詳細に問い質していきます。

「双葉給食」という業者名も上げ、教委側で対応した職員について課長補佐級以上は肩書と氏名をちゃんと上げて、詳細に答えて下さい。

まず、2016年9月にどういう事が起こったのか、門真市の事について、詳しく答えて下さい。

教委A8：当時の記録を読み上げますと。

2016年（平成28年）

9月27日（火）上野口小学校大西校長から電話あり、教育総務課係員が対応。

- ・現場調理員より栄養教諭に「給与の未払いがあり、辞めたいとの相談があった」とのこと。
- ・早急に事実確認を行うため、同課高岡課長補佐及び係員が同日、学校にて直接現場の調理員に聞き取り。
（主任は6か月、副主任は1か月半、パートは今月分が未入金）
- ・調理員としては「仕事をやりたくないというわけではないので、別の業者の元で働きたい」とのこと。
- ・市教委としては、「子どもたちへ美味しい給食を作ってあげたい」という調理員達に何とかして業務を続けてもらいたいと思い、対策を練るため教育委員会へ戻り、
「調理員の状況整理」、「調理業務委託契約内容の確認」及び「法務監察課へ相談」し、
未払いの是正方法等について相談する。

同月29日（木）

- ・教育総務課係員より双葉給食に電話し、担当課長が対応。直接話を聞くため日程調整。
- ・門真市としては、法務監察課に対応確認を行い、双葉給食に電話連絡し、
「上野口小学校で給与の支払遅れがあると聞いており、早急に状況確認及び解決したいので、翌日に市教委への来庁」
を求めたが、担当部長の日程の都合で「10月4日になる」とのこと。



Q9：教委の対応の生ぬるさ、双葉給食の横着さを感じますが、それは一旦横に置いて、この2016年9月には、
双葉給食の不祥事について、他市との情報交換もあったようですが、それについて答えて下さい。

教委A9：2016年（平成28年）

9月15日（木）に箕面市から電話があり、

「箕面市の双葉給食の現場で給料の未払いが発生しており、もう2回目なので、市としても調査を始めたが門真市では未払いが起きていないか」

とのことであった。

この段階では未払いの話は出ていなかったのので「特に聞いていない」と回答した。

この経緯があったため、9/29に箕面市へ連絡した。

▲戸田（注）この時市教委が上野口小調理員に問い合わせすれば、門真市でも賃金未払いが続いている事がすぐに分かったのに、「特に聞いていない」で済ませた門真市教委のマヌケぶり！！

・守口市へ電話で確認。

「今のところ守口市へ未払いの話は出てきていない。ただ、欠員は慢性的に出ており、市に何の連絡もなかったのので、注意、指導した」

とのこと。

Q9-2：そもそもこの「双葉給食」という会社は、どんな会社ですか？

教委A9-2：本社所在地は大阪府高槻市下田部町2-41-14でございます。営業所などはございません。

資本金は3千万円で、社員数は2014年（平成26年）12月1日時点で正社員132名、正社員以外が268名でございます。

主な業務内容としては、学校給食調理業務、医療・福祉施設給食調理業務、会社等事業所内食堂運営業務、官公庁施設内食堂運営業務でございます。

戸田指摘：資本金や社員数を見れば、それなりに大きな会社で、まさか賃金未払いを繰り返すとは思いませんよね。

Q10：次に、10/4に市教委と双葉給食が初めて賃金未払い問題を面談するわけですが、「10月にはどういう事が起こったのか」、詳しく回答して下さい。

教委A10：2016年（平成28年）

10月4日（火）

- ・双葉給食担当部長来庁。教育総務課西岡課長・同課係員にて対応。

「キャッシュフローの関係で若干入金の遅れがあった。10月以降は影響がでないように進める」
とのこと。

- ・市教委としては今後の対応を10月7日（金）までに示すよう伝える。

同月7日（金）

- ・双葉から報告書が届く。

全体的な遅延に関しては対応が記載されていたが、個人への遅延に関しては明記されていなかったため、「記載するよう」、教育総務課係員より再度担当部長へ連絡する。

- ・しかし、「個別に文章化することが難しい」とのこと。法務監察課と相談した上で連絡することとした。

同月13日（木）午前9時30分

- ・法務監察課才木補佐・同課主任、教育総務課西岡課長・同課係員にて打合せ。

「双葉給食に遅滞の対応について現段階での予定を書いてもらう」

「改善が見られない場合は入札参加停止もありうる」

また、「労働基準監督署への通報やナフスの連帯保証について検討」

同日午後2時

- ・上野口小現場調理員より電話あり。「依然として未払い解消されていない」。
- ・市教委より双葉給食に電話し、来庁依頼。

同月19日（水）

- ・双葉給食担当部長来庁。教育総務課西岡課長・同課係員にて聞き取り。

「他市の給与遅滞の件で茨木労働基準監督署が来て、『遅滞のある本人の了承を得て計画的に支払いをしていくように』、との話があった」

とのこと。

- ・門真市としては、「契約に関する監督責任がある。今後どのようなスケジュールで支払うか、労働基準監督署に提出する同じ内容の計画を10月28日までに提出するよう」、求める。

同月26日（水）

- ・上野口小現場調理員より電話あり。

▲「昨日給料日だったが、全員（パート含め）入金されていない」とのこと。

同月28日（金）

- ・報告書案をFAXにて受け取り。内容確認。

同月31日（月）

- ・法務監察課才木補佐・同課主任、教育総務課高岡補佐・同課係員にて、報告書案について打合せ。

「今後も報告書のスケジュール通りに遅れがないかを注視し、遅滞があれば労基法関係での契約違反となり看過するわけにはいかないため、早急に対応を求めること」に。



Q11：驚くべき不誠実ウソ対応を双葉給食が重ねたわけですが、続いて2016年11月にはどういう事が起こったのか、詳しく説明して下さい。

教委A11：2016年（平成28年）

11月15日（火）

- ・市教委より双葉給食担当部長へ架電。

双葉給食は、「昨日夜に調理員から告書案について了承を得た。また、本来直接話をして了承を得るべきだったと反省している」とのこと。

同月 22 日（火）午後 3 時

- ・双葉給食 部長来庁。報告書の原本を受領し、教育総務課高岡課長補佐・同課係員より、「支払いスケジュールを守ることと、このような大事な案件については現場調理員に会いに行って、直接話をするよう」に指示する。



同月 25 日（金）

- ・調理員から教育総務課係員に電話あり。
「一部給与の未払いがあり、調理員が翌週より出勤したくない」との連絡があり。
- ・調理員は「児童のことを考えると心苦しいが、もう会社を信頼できないため、この会社で給食を作り続けることはできない」とのこと。
- ・市教委として何とかできることはないかと、「教育委員会事務局職員も共に調理作業することも視野に入れつつ」、双葉給食・調理員と何度もやりとりを重ね、
同時に、万が一に備え連帯保証人のナフスから調理員の派遣打診を行った。

午後 7 時 45 分

- ・最終的に双葉給食と調理員の協議の結果、「11 月 30 日（月）に支払いを行う条件で調理員が出勤する」こととなった。

同月 28 日（月）午前 7 時

- ・上野口小へ教育総務課高岡課長補佐・同課主査が訪問。
調理員へ子ども達のために出勤してもらったことに感謝の気持ちを伝える。

午前 11 時

- ・門真市の顧問弁護士であるパーク綜合法律事務所谷村弁護士に、
同課西岡課長・同課係員にて法律相談の結果、
入札の実施要領を確認すると、「業務を履行できない場合」について明記しており、
調理業務の履行可能なものを連帯保証人としているので、問題はなく、
三者で合意書を結ぶこととする。
- ・次回契約書を作る際に、「連帯保証人に業務が移る際の判断基準が市にあることを明記しておいたほうがよい」とのこと。

同月 29 日（火）

- ・上野口小学校にて市教委と調理員で話し、子ども達のためにも、調理員の今後の働ける場の確保等のためにも、「他の会社への雇用継続」について、調理員全員から継続を希望する意向を聞き取った。
- ・同日、ナフスと双葉給食の社長同士が話し、
「12 月早々に業者変更するのは雇用の問題等で無理だが、1 カ月後であればいける」とのこと。

同月 30 日（水）

- ・**双葉給食から電話あり「調理員の給与を支払った。」とのこと。**
- ・上野口小学校にて教育総務課西岡課長と同課主査より調理員へ給与支払いがあった旨を伝える。

Q12：双葉給食と市教委や市弁護士の生ぬるい対応が続きますが、
次に 2016 年 12 月にはどういう事が起こったのか、詳しく説明して下さい。

教委 A12：2016 年（平成 28 年）

12 月 6 日（火）

- ・双葉給食株式会社社長来庁し学校教育部山口次長・教育総務課西岡課長・同課高岡課長補佐・同課係員にて対応。社長より
「不採算事業所の整理によってキャッシュフローが大幅に改善してきており、今後は必ずスケジュール通り支払う。」
万が一支払わなければ、翌日からでもナフスに代われるように、ナフスの社長とも話をしている。このまま業務を続けたい。」
とのことだが、市教委としては
「口頭で聞いたところで判断はできない。また、社長がそう言ったところで現場の調理員が納得して業務を続けてくれるのかもわからない。こちらとしては早急にナフスに移行した方が良いと考え

ている。

ひとまず、キャッシュフローの改善や、円滑な移行手続きの方法の書面を 12 月 9 日（金）までに提出するとともに、調理員に会って話をし、誠実に対応して現場調理員から承諾を得て、12 月 9 日までにこちらへ連絡すること」

を求めた。

同月 9 日（金）

・双葉から市教委に何も連絡がなかった。

教育総務課高岡課長補佐が上野口小へ行き、調理員から「会社側から書面提出について説明を受けたかどうか」の現状の聞き取りを行う。

同月 12 日（月）

・教育総務課西岡課長から双葉給食担当部長へ連絡。

「先週の話はどうなっているか」確認したところ、「まだ何も対応できていない」との返答。

・こうした誠意が見られない対応に、

今まで給料が遅れても「子どもたちのために」と情熱をもって一生懸命調理を続けてくれた調理員のことを思うと、給食に携わってきた教育委員会事務局職員全員が強い憤りを感じ、

学校教育部満永部長・同部山口次長・教育総務課西岡課長判断のもと、連帯保証会社に業務履行してもらうことを決意。

・「市教委としてはこれ以上対応を引き伸ばせない」と伝える。

同月 15 日（木）

・双葉給食より業務をナフスに移行する判断をしたとのこと。

同月 21 日（水）

・合意書を作成の上、市長決裁を得た。



Q13：双葉給食の呆れ返る対応が続いて、12 月半ばになってようやく業者交代が決まったわけですが、上野口小の給食業務はその後、どうなりましたか？
またこの悪質業者＝双葉給食はどうなりましたか？

教委 A13：2017 年（平成 29 年）1 月 11 日からナフスによる給食調理業務が開始されました。

また、同年 3 月 27 日付けで双葉給食㈱が大阪地方裁判所より破産手続の開始決定を受けた、と聞き及んでおります。

Q14：「学校給食委託業者による賃金未払い」という、門真市始まって以来の犯罪不祥事が発覚したのが、宮本市長体制開始間もない 2016 年の 9 月末。

議員はほとんど毎日市役所に来ているし、10 月には決算委員会があり、この問題が頂点に達した 12 月には 12 月議会が開かれて、様々な審議をしている。

しかし市教委は、この前代未聞の業者犯罪不祥事について、学校給食所管の文教こども委の議員にも、どの議員にも全く情報を隠ぺいし続けた。

それは 2017 年の 3 月議会・6 月議会・9 月議会・10 月の決算委員会、12 月議会、そして 2018 年 3 月議会を経ても、ずっと議員に対して隠ぺいし続けてきた。

たまたま私が 3 月末に、ある市民から情報を得て、4 月に教委に問い合わせた所、ようやく事実を私に伝えたわけで、

事件発覚以降、実に 1 年 7 ヶ月も隠ぺいし続けてきた！

今 6 月議会文教こども委の所管事項質問の答弁で、発覚以来 1 年 8 ヶ月超経って、ようやく議会で事実公表がされる事になるが、

これは「一議員の質問に対する答弁」であって、「議会に対する報告」ではない。

この事件は、本来は「理事者報告」として全議員に対して文書で報告されるべき案件である。

それを踏まえて聞くが、本件について、本来なら「事件発覚直後に議会に報告すべきもの」なのに、それをしないで来た理由と経緯を述べよ。

教委 A14：本件については、

児童のために学校給食を欠かすことなく提供することを念頭に、

現場調理員への聞き取りや状況説明のほか、法務監察課、顧問弁護士との調整を何度となく行い、

双葉給食への連絡、指導、要請を重ねるとともに、
連帯保証人であるナフスへの事業移行や調理員の継続雇用の調整などに奔走することで、
「前例のない事案」に教育委員会事務局職員として最大限取り組んだものであります。
また、本件契約については、契約解除を行うことなく、本件委託契約の範囲内で、あらかじめ定める連帯保証人による業務移行措置をとったものであり、
かつ、委託内容そのものの給食調理についても支障なく、
2017年（平成29年）1月から連帯保証人による業務として履行できたことから、
議会へ報告するという考えには至りませんでした。

Q15：教委が、「賃金未払い」という労働者に対する重大な犯罪行為・人権侵害・生活破壊行為に対して、いつまでも業者に生ぬるい姿勢を続けて、双葉給食のウソ対応に振り回され、議員に事実隠ぺいを続けた事について、私は大きな憤りを持った。

当初は「民間労働者の苦しさ鈍感で、賃金未払へ怒りを感じず、事の重大性を理解していない」と思っていたが、教委職員と詳しく話してみると、

「教委職員自身も双葉給食の行為や対応には大きな怒りを感じた」。

しかし「学校給食を停止させない」という事に最大重点を置いて考えた事や、

「未払い被害の労働者は、教委が頑張って対応してくれている、と評価してくれている」、
という感触を持ったために、

- ・双葉給食の名前を挙げて賃金未払い事件発生を公表する事や、
- ・至急に双葉給食に契約打ち切りの厳しい処分を取る事、
- ・議員に事実を伝えること、の必要性を思い至らず、

また、

- ・それらをしない事によって、「事情を知る人々」に「門真市は違法業者に甘い」とか、「癒着があるのだろう」とかの疑念を持たれて行政の信頼感を失う事、の弊害を認識しなかった。

・「とにかく給食継続出来たのでミッション完了！自分らはよく頑張って成功した！」という感覚だった、
という事だったようだ、

実際のところ、どういう感覚で対処を行なったのか、教委自身の口で率直に2016年9月以降の事を語ってもらいたい。

また、そういう「当時の感覚や判断」は、「今になって指摘されてみると誤っていた」、と反省すべきだと思うが、どうか。



教委A15：本件につきましては、

日々子どもたちに安心して安全な給食を提供してくれている調理員に対し、賃金未払いが生じていることの2016年（平成28年）9月の一報に対し、憤りを感じながら早急な是正を強く求め、

「子どもたちへの給食を欠かすことなく安定的に提供することを最優先に」対処してきたものであります。

また、連帯保証人による業務移行につきましても当該調理員の意向確認、顧問弁護士等による合意書作成の法的妥当性の検証等を重ねながら取り組んだ結果、

「給食を一日も欠かすことなく支障なく提供できたもの」であり、

かつ、「当該調理員の雇用についても継続することができ」、

調理員からは

「他市のパート従業員はもっと給料の支払いが遅れたと聞いているが、門真市は私たちの話を聞いてくれ迅速な対応で1番最初に会社を変更してくれたと聞いており感謝している。」

とのお褒めの言葉もいただいております。

併せて、本件に係る連帯保証人による業務移行は、確認できる範囲内で府内で最も早く取り組んだものでありまして、「先進事例」としてその後他市からの問い合わせが相次いだとのことです。

教育委員会としては、本件に対して当時考えられる最善の方法をとったものと認識しておりますものの、
今考えますと議会への報告をすることも考えられたと思っており、
今後は議会の報告を行ってまいりたいと考えております。

Q16：「2016年」という年は、3月議会で、私が一般質問の中で、

http://www.hige-toda.com/_mado05/2016/03gikaitouben.html#02

件名2：「品格の高い魅力ある行政」をつくっていくことについて

要旨(2)「モラルの良い業者が有利になる選定方法」の工夫について

Q 2 : 行政処分や裁判による有罪判決に至らない場合でも、「社会的モラルに反する」、「企業モラルに欠ける」、「公害輸出」、「侵略戦争や占領に加担」等々、
「それなりに強い社会的指弾を受けている企業」と工事や納品・出店の契約を市がした場合・・・
「行政的な被害とコスト」を負う、という側面からの考察・検討も必要ではないか？

そういった企業との工事や納品・出店の契約について、こういう「新たな側面の考察」をして、
公募や選定の方法の改善を検討していくべきだが、どうか？

という質問を行ない、

これに対して当時の重光千代美・総務部長が、

議員ご指摘のとおり、「行政的な被害とコスト」を負うような契約にならないよう、不良不適格業者の排除を図るための情報収集等は、必要と考えております。

次に、{そういった「それなりに強い社会的指弾を受けている企業」との契約について、「行政的な被害とコスト」という、「新たな側面の考察」をして、公募や選定の方法の改善を検討していくべきだが、どうか、

についてであります、

今後におきましては、不良不適格業者の排除と地域貢献を行う業者の育成等に資する契約制度について調査研究を行い、品格の高い魅力ある行政の発展に努めて参りたいと考えております。

と答弁している。 <http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one ;no=9613;id=#9613>

この2016年3月議会本会議での、この市答弁を普通に遵守しようと認識していれば、

「2016年9月末に契約業者に賃金未払いの違法行為が発覚したのに、議員に伝えない」とか、

「この業者の違法不誠実が改善されず、やっと2016年12月に業者変更を決めたが、議会には何も報告しない」とか、

「不正発覚以降、議員に指摘されるまで1年7ヶ月も議員に隠し続ける」、

とかの行為は起こり得ないはずだ。

2017年から契約規定を改善したものの、この2016年3月議会での質問答弁を、教委は今まで全然考えなかったようだが、どうか？

(今回の教委との協議面談の中でも、全く念頭に無い感じが明白だった)

「思い起こした」とすれば、いつからか？



教委A16：2016年（平成28年）3月議会での質問答弁については、十分認識しておらず、2018年（平成30年）6月13日に議員からの指摘を受けたところでございます。

Q17：この事案は、

「賃金未払い」という重大な違法行為・労働者の生活破壊行為が発生した事が「確かな事実として判明した」時点で、議員議会に連絡すべきであるのに、それをしなかった。

(「〇〇の違法事案の発生が確認されたので、現在、是正作業を進めている」などとの報告)

という、「行政の重大なミス」であるので、「行政の失敗事例集」に当然掲載すべきだが、どうか。

「行政の失敗事例集」への記載のメドを明らかにされたい。

教委A17：もし、子ども達に給食の提供ができないということがあれば、当然失敗事例ということになると考えておりますが、

先ほども申しあげたとおり、当時としては職員も迅速に動き、調理員にはいまだに感謝されているという事実や、議会に対しましては本件委託の範囲内での措置でもあり報告するという考えには至りませんでした。

しかしながら、当然業者選択の際の改善策等を共有し、改善を実施していくことを周知していくことは重要であると考えており、そういった観点から掲載してまいりたいと考えております。

戸田指摘：今の中野課長の答弁は、少しおかしい所がある。

「子ども達に給食の提供ができないということがあれば失敗事例となる」、という事が問題にされているのではなく、

「悪質業者を機敏に処罰排除できずに現場の人達の負担ストレスを長引かせた事」と

「前代未聞の大事件なのに議員に隠し続けた事」

の2つが「失敗事例」として記載されねばならない、という事だ。必ずちゃんと記載してもらおう。

Q18：賃金未払い額については、どういう身分の職員に対して、どうなっているか。

教委A18：パート職員5名については、2日間から2か月の遅滞がありましたが、全額支払われております。
正規職員2名については、国からの補償により未払い総額の8割が支払われておりますが、残り2割は支払われておりません。

本人の協力を得て把握した内訳としましては、

A氏 未払い総額 919,329 円 国からの補償額 735,463 円 実質未払い額 183,866 円

B氏 未払い総額 241,124 円 国からの補償額 192,899 円 実質未払い額 48,225 円

なお、「国からの補償」と言いますのは、厚生労働省所管の『未払賃金立替払制度』で、企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を立替払する制度でございます。

戸田追加Q：正社員のお二人はまだ18万円超とか5万円近くの未払いがあつて気の毒だ。
働いた事は間違いないのだから、市が補填してあげて欲しいが、出来ないのか？

教委回答：「会社と労働者との契約の問題」なので、市から払う事は出来ません。



戸田指摘：◆この2人の職員の方が、戸田や連帯ユニオンに「未払い金を取り立ててくれ」と要請して来ていたら、取り立ててあげることが出来ただろうが、そうならなかったのが残念です。

Q19：「賃金未払い被害」を受けた調理員の中で、門真市民は何名いたか。

教委A19：7名中3名が門真市民でした。3名につきましてはパート従業員となります。

Q20：今後、こういった不良業者への対応をどうするか、改善策は決まっているか。

教委A20：「入札参加資格要件」として、
「労働基準法で行政処分等がないこと」や、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の提出」
について、今年度発注分より追加することを検討しております。

戸田要請：「検討しています」、では不十分だ。

「今年度発注分より改善するよう、手続きを進めている」という事ですよな。

教委回答：そういう事です。



Q21：賃金未払いを行った業者に対する公表措置について。

教委A21：法令違反の疑いがある業者に対する公表措置については、
「門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱に基づく、入札参加停止となった業者の公表」
を行っているところです。
併せて、労働法令所管の厚生労働省においても、
「労働者に賃金を払わなかったとする最低賃金法違反の疑い」として、
「労働関係法令違反の疑いで書類送検した企業の企業名を公表する措置」を行っているところであります。
双葉給食の場合につきましては、
2016年（平成28年）12月の段階で指名停止を行い公表することも考えられましたが、
指名停止や公表には至りませんでした。

戸田指摘：▲本来、双葉給食の場合、2016年9月に賃金未払いが発覚した段階で会社名公表すべきだった。
遅くとも2016年12月に「契約解除」を市が決定した時か、2017年1月から別業者に切り替えた時に「賃金未払いの繰り返して契約解除した」、と社会的に公表すべきだった。
それをちゃんとしないから、その後2017年3月に会社倒産したため、「今さら公表する意味が無い」みたいになって、この議会の議事録以外には、「双葉給食がとんでもない悪い事をした」という事実が社会に公表されずに終わってしまった。

教委は、双葉給食事件を学校給食の現場や業界にちゃんと知ってもらうために、今回の質問答弁の記録を、各学校の現場に渡していった下さいね。



教委回答：そのようにしていきます。

▲最後に戸田からの指摘として、

(※ この部分は、戸田の記憶による記述なので、実際の発言とはちょっと違う部分もあるでしょうが、言った内容としては変わりません)

そもそも私は、市議当選以来ずっと文教委員をやって来た議員として、「なぜこんな給食現場でのひどい事件を私が知らなかったのか」、という点で非常に恥ずかしく思っています。学校給食の現場に時々足を運んで、現場の人達から話を聞くようにしておくべきでした。

私がこの事件の存在を知ったのは、今年3月末に、たまたま会った門真市民から、全く偶然に「上野口小の給食業者がこんなひどい事してたんですよ。戸田さんは知らないんですか?」、と言われたおかげでした。

議員として赤っ恥をかけた思いで、恥ずかしい限りです。

◎この事件は共産党も市職労も知りませんでした。知っていたら当然大問題にしたはずですから。

「賃金未払いの被害を受け続けた労働者が、戸田や共産党や市職労に相談に行かなかった」、「労働者から頼りにされる存在になっていなかった」、という事を痛感します。

また、賃金未払被害労働者の側が、人がいいと言うか我慢強いと言うか、市教委の職員に対して「自分達のためによく頑張ってくれている」、というプラス評価を持っていた、という事にも驚きました。本来ならば、未払い賃金だけでなく、ストレスをかけられ続けた慰謝料も取るべき事なんですが、日本社会特有の「労働者の権利意識の弱さ」が現れているようにも思います。

そういった反省や感想を述べて、この質問を終わります。

※「議会質問」は、「分からない事を聞く」ことではなく、行政当局に認識を深めさせたり、施策を改善させたり、実行約束をさせたりするための、「追及行動」であり、職員・議員・市民への啓発を兼ねる場合もあります。

いったん「議会答弁」された事は、「市の正式見解であり、議員と市民に対する実行約束」となります。

従って、議会本番以前に、追及議員と当局者との「すり合わせ協議」と言う名の「攻めぎ合い」があります。

※ 議会本番での質問・答弁は、(ほとんどの場合は)既に完成させ、お互いに了解した原稿の読み合わせですが、それは「永久保存する正式の公開記録として議事録に刻む」事に、大きな意義があるのです。 (了)

★戸田が6/14文教委でこいう質問をした狙いやポイントは！



- [1] 誰が、いつ、何をしたのか、どういう判断で動いたのか、事実を詳細に明らかにする。
- [2] 教委が双葉に振り回されて処断が遅れた理由のひとつは、役人が「とんでもなく悪質な業者」の存在を想定していない「経験値の低さ」にあるので、悪質業者の実例を教訓化する。
- [3] 「業者不正が起こっても議員に知らせないで平気」な「まじめな教委職員の異常感覚」を浮かび上がらせる。(宮本市政発足直後の2016年9月議会～12月議会ー1月臨時議会と、宮本市長の暗黒暴政への反発激化していた事と、ホントは無縁で無いはずだが・・・)
- [4] 「門真市で業者不正したら議会でもトコトン追及される！」実例を作って見せしめにする。
- [5] 6/22 本会議質問でも取り上げて「市全体のレベル向上」につなげる「前振り」にする。

6・22(金)本会議
でやる質問の
通告書
(6・14に提出)

件名3：宮本市政開始直後に双葉給食が賃金未払い発覚で追放の大事件があったのに、議会にも市民にも隠されてきたことについて

- ・上野口小の給食調理業者の「双葉給食」が起こした賃金未払い犯罪の進展と同社の悪質性
- ・この事件の発覚と処理は宮本市長体制開始早々のことで、随時市の法律担当部署と相談し市長決裁で業者変更したのに、議会に全く知らせずきたことを市長部局としても議会で謝罪答弁し、今後は議員への情報隠しをしないこと
- ・市業務遂行の業者に違法行為が発覚すればすぐに議員に伝え、会社名公表して厳しい対処対応を
- ・園部市長時の2016年3月議会本会議で私が「モラルの良い業者が有利になる選定方法の工夫」を質問し、市当局が前向きな答弁をしたのだが、宮本市政になってからは教委も市長部局も意識が低くなっていると思えることについて、など。

6/14文教委で高度な質問をした翌日、
悪質共産党議員の亀井が、戸田に面と
向かって馬鹿げたイチャモンをつけて
きた！ が、かえってやぶ蛇に！(笑)



トンデモ悪質
共産党市議の
亀井あつし

(7期め61才、
千石東町)

「共産党も双葉の賃金
未払いを知らなかった」
という戸田発言は間違
ってるから訂正してくれ！
共産党は知ってたんや！

知ってたわけないやろ！
こんな問題を共産党が
知っていて問題にしない
なんてありえんやろ！



戸田ひさよし(無所属・「革命21」)
(5期め62才、新橋町)

戸田も共産党も市職労も、学校給食労働者の賃金未払を知っていたら、すぐに労働者を支援して問題にするのに、知らなかったので何もできなくて申しわけなかった、という革新陣営にある者としての真摯な反省を述べたのに、「俺は知っていた！だから戸田発言は取り消せ」というイカレた事を言う亀井。しかし教委に事実調べしてもらったら、亀井の問題意識の低さ、議員としての責任意識の無さが、さらに浮かび上がってきた！亀井主張を教委に調べてもらった結果のメール報告を見れば一目瞭然！

《双葉給食に関する亀井議員からの問い合わせについて～6/15(金)の教委からのメール回答》

- (1) 2017年3月末共産党の亀井議員より、「双葉給食が倒産したことをネットニュースで知ったが、確かか」、「双葉給食は門真の学校給食の委託を受けていると思うが大丈夫か」、という問い合わせが、山口次長(当時学校教育部次長)にあった。電話よりも直接話した方が良いと思い、共産党の部屋に行き、
- (2) 「双葉給食が上野口小学校に入っていたこと」や、「給料の未払いがあり、1月から業者を変更して、今はしっかりやってもらっている」ことを伝える。
- (3) 亀井議員からは「従業員のことをしっかり守ってあげてほしい」という要望があり、変更業者に継続雇用していることを伝えたら喜んでおられた。
- (4) 最後に亀井議員から、「この人たちをこれからも大事にして挙げてほしい」ということ、「他の会社でもこんなことが起きないように、子ども達のためにも教育委員会はしっかりとやって下さい」と言われた、とのことである。なお、その後は特に亀井議員には報告にはしていない。

▲つまり亀井議員は2017年3月の双葉倒産で全て終わった後に初めて知っただけで、肝心な2016年の未払い事件発生やその後のすったもんだ状況は全く知らなかった。



■「教委が議員に事実を隠してきた」事に何の怒りも問題意識も持たない鈍感さ！

●学校給食での賃金未払いという「前代未聞の事件」が起こったのに、何の怒りも驚きも持たず、事実調査や議会追及を全くしようとせず！

◆「今後こんな事を起こさない」ための制度改善を全く考えない議員失格の脳天気さ！

▼自省すべきなのに、逆に戸田に文句を付ける恥知らずさ！こんな馬鹿が共産党市議とは？

▼「亀井だけでなく他の共産党3議員も同じ認識」だとは思いたくないが・・・